

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「太井市有林維持補修委託に係る不適切な事務処理」に係る処分

項目	内容	
処分を受けた職員 及び処分の内容	環境経済局資源循環部 廃棄物指導課主任（再任用・60歳） （元津久井地域経済課長）	戒告
	環境経済局経済部 津久井地域経済課副主幹（59歳）	戒告
事案の概要	令和元年11月14日、太井市有林において、本市から当該市有林の維持管理に係る業務を受託した事業者が当該市有林の立木を伐採していた際、当該職員が対象となる立木を誤って指示していたことにより、隣接する私有林の立木7本を伐採し、117,227円の損害を与えたもの	
処分年月日	令和2年11月30日	

上記処分のほか、津久井地域経済課職員1名を口頭訓告としました。

2 「職員のハラスメント行為」に係る処分

項目	内容	
処分を受けた職員 及び処分の内容	総務局参事（54歳）	戒告
事案の概要	当該職員は、令和2年10月中旬の深夜から翌日の未明にかけて、約2時間半にわたり、所属職員全員で構成するLINEグループ及び部下職員の個人LINEに、「お前らホントにふざけてんだろ」「誰のお陰で成り立ってんだよ いい加減にしろ」「あなたの未来はないです」などの暴言的なメッセージを一方向的に送信するパワーハラスメント行為を行ったもの	
処分年月日	令和2年11月30日	